

令和7年度 千曲市都市公園等遊具定期点検業務委託

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

- 1 本仕様書は、千曲市(以下「発注者」という。)と本業務受諾事業者(以下「受注者」という。)との間で契約する令和7年度 千曲市都市公園等遊具定期点検業務委託(以下「本業務」という。)に適用する事項を定めるものとする。

第2条 目的

- 1 本業務は、発注者が管理する都市公園等の遊具について、予防保全型管理の考え方に基づき、遊具の劣化や、国の指針などで示される有害なハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な維持管理業務を行うことを目的とする。

第3条 準拠する法令等

- 1 受注者は、契約書及び本仕様書によるもののほか、次の各関係法令及び関連図書に基づき実施するものとする。
 - (1)都市公園法
 - (2)同法施行令及び施行規則
 - (3)公園施設長寿命化計画策定指針(案) (国土交通省都市局)
 - (4)都市公園における遊具の安全確保に関する指針(国土交通省)
 - (5)遊具の安全性に関する規準 JPFA-SP-S:2024(一社)日本公園施設業協会)
 - (6)都市公園技術標準解説書(監修:国土交通省・地域整備局公園緑地課)
 - (7)千曲市都市公園条例
 - (8)長野県福祉まちづくり条例
 - (9)千曲市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
 - (10)千曲市遊具の定期点検業務仕様書
 - (11)その他関係法令等

第4条 疑義

- 1 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、発注者と受注者がその都度協議し決定するものとする。

第5条 土地への立ち入り等

- 1 業務実施のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地所有者等の了解を得て住民とのトラブルを起こさぬように十分注意しなければならない。なお、受注者は現地調査の実施にあたり、腕章を携帯し発注者の発行する身分証明書を常時調査員に携帯させなければならない。

第6条 損害賠償

- 1 受注者は、本業務実施中に第三者により受けたまたは与えた損害については、受注者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。またその際には、発生原因、応急処理、経過、被害等の内容を速やかに発注者に報告するものとする。

第7条 契約不適合等

- 1 受注者は、種類・品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正・補正及びその他の必要な作業を受注者の負担において行うものとする。また、業務完了後に国土交通省へ報告を行なうことから、報告時の資料訂正等が発生した場合、受注者にて責任をもって訂正を行なうこと。

第8条 成果品の帰属

- 1 本業務における成果品の帰属は発注者にあるものとする。但し、受注者が従来著作権を有していたもの及び委託業務実施上利用するために独自で創作したものに関する権利についてはこの限りではない。

第9条 納期及び納入場所

- 1 本業務の納期及び納入場所は次のとおりとする。
 - (1) 納期 令和7年12月19日
 - (2) 納入 場所 千曲市建設部都市計画課

第2章 業務内容

第10条 業務概要

- 1 本業務の実施にあたり、「遊具の安全性に関する規準 JPFA-SP-S:2024 (一社)日本公園施設業協会」に基づき、定期点検を実施すること。

第11条 対象とする公園

- 1 本業務の対象は、千曲市都市計画課が管理している都市公園等を対象とする。詳細は公園遊具数一覧表(別紙)に示す。

第12条 定期点検

- 1 「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2024」に示されている遊具の定期点検総括表・定期点検表に基づいて定期点検を納期までに1回実施すること。
- 2 定期点検表に基づき、劣化診断項目を実施し、規準診断項目は前回調査結果を転記すること。ただし、使用ソフト上の理由等で転記ができない場合は事前に協議すること。

(遊具の種別)

種別	施設の内容
単体遊具(A)	雲梯、太鼓梯子、鉄棒(3連)、動物置物、単体スプリング遊具、シーソー、境界柵、プレイウォール、平均台、砂場等これに類似した遊具
単体遊具(B)	ジャングルジム、すべり台、2連ブランコ、はん登棒、全方向ブランコ等これに類似した遊具
単体遊具(C)	チェーンネットジャングル、ロープウェイ、4連ブランコ、2方向すべり台、回転すべり台、回転ジャングルジム等これに類似した遊具
小型複合遊具	遊具の先端を直線で結んだ多角形の面積が100㎡未満
中型複合遊具	上記の面積が100㎡以上、300㎡未満
大型複合遊具	上記の面積が300㎡以上のものは、100㎡刻みで求積する

第3章 成果品

第13条 納入成果品

1 本業務の納入成果品は、次のとおりとする。

(1) A4版簡易製本 1部

千曲市電子納品ガイドラインによる電子納品

電子データ(CD-R)2枚(正副)